

地域未来投資促進法を活用した企業立地支援

企業の立地需要に対応し付加価値の高い産業集積を進めるため、「地域未来投資促進法」を活用した企業立地を支援しています。開発構想について、ご相談ください。

- **地域未来投資促進法の制度概要**（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）
 地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するものです。
 地域未来投資促進法の手続きを経ることにより、特例措置として、以下の手続きに関する配慮を受けることが可能です。

規制の特例措置	① 農用地区域からの除外／第一種農地等の農地転用
	② 市街化調整区域での開発

- **本事業における民間事業者と市の役割**

民間事業者（開発主体）	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施場所（候補地）の選定 ・ 開発計画の策定 ・ 地権者交渉、用地取得 ・ 開発に必要な許認可等の手続き ・ 用地の造成に係る設計、工事 ・ 企業進出及び誘致の担保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発に必要な行政計画の策定 ・ 許認可などの手続き支援

- **開発事業の条件**

要件等	内容
対象事業	「第2期新潟県中越3市（長岡市・柏崎市・小千谷市）基本計画」に基づき、地域の特性の活用などの3要件を満たした事業であること
事業実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業実施場所が長岡市都市計画マスタープランなどの土地利用関係の諸計画と整合していること ② 事業実施場所に農地を含める場合は、農用地区域外での開発を優先することなどの5条件を満たすこと
面積規模	原則として5ヘクタール以上であること

- **関連 URL**

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate13/chiikimirai.html>

- **問合せ** 産業支援課 産業立地担当（0258-39-2298）